



事務連絡
平成17年7月22日

各都道府県薬務担当課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

平成17年3月31日以前に申請された医薬品・医療機器等に係る承認書について

平成17年3月31日以前に申請された医薬品・医療機器等に係る承認書については、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定により同法施行後であってもその処分については、なお従前の例によることとなっていることから、交付する承認書については、旧薬事法の条文を表記しております。

申請書交付の際には、申請者に対し、その旨周知していただくようお願いいたします。

